

令和3年3月18日

組合員 各位

圏友協同組合
事務局

「ペダル付き電動自転車」の流行 についてのお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

近頃、ベトナム人技能実習生の間で「ペダル付き電動自転車」が流行しています。

「ペダル付き電動自転車」は一見普通の自転車と変わらないように見えるものの、最高速度が時速30km程度になり、日本では道路交通法上の「原動機付自転車」に当たります。「原動機付自転車」と同様、ナンバープレートの取得やヘルメットの着用、自賠責保険への加入、運転免許を保持していない場合は運転することが出来ません。（電動モーターを作動させず、ペダルを用い、かつ、人の力だけで走行させる場合も「ペダル付き電動自転車」の本来の使い方に当たることから、道路交通法上、原動機付自転車の「運転」に該当します。）市販されている「駆動補助機付自転車（電動アシスト自転車）」とは全く違うものになります。

技能実習生が免許を保持せずに「ペダル付き電動自転車」を運転した場合には、無免許運転などの道路交通法違反、道路運送車両法違反等に問われることとなるため、十分に注意が必要です。

弊組合でも、担当者から技能実習生へ「ペダル付き電動自転車」を運転しないよう直接指導を致しますが、技能実習生が「ペダル付き電動自転車」を運転している姿を発見した際には、恐れ入りますが組合員の皆様にも、技能実習生が今後「ペダル付き電動自転車」を運転しないように注意をして頂きたく存じます。



ご理解ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

敬具